

厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則

平成元年 3 月 29 日

規則第 12 号

改正 平成 5 年 3 月 30 日規則第 17 号
平成 11 年 12 月 24 日規則第 56 号
平成 13 年 8 月 8 日規則第 31 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 37 号
平成 20 年 6 月 26 日規則第 42 号
平成 21 年 3 月 31 日規則第 31 号
平成 22 年 2 月 24 日規則第 2 号
平成 26 年 9 月 11 日規則第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和 48 年厚木市条例第 12 号。以下「条例」という。）第 11 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める法律)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 3 号ウに規定する規則で定める法律は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

（平 20 規則 42 ・ 全改、平 22 規則 2 ・ 一部改正）

(規則で定める法令)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）

（平22規則2・追加、平26規則30・一部改正）

（助成の手続）

第4条 条例第5条第1項に規定する申請は、厚木市心身障害者医療費助成申請書により行うものとする。

（平13規則31・一部改正、平20規則37・旧第2条線下、平22規則2・旧第3条線下）

（心身障害者医療証の有効期間）

第5条 条例第5条第2項の規定に基づく心身障害者医療証（以下「医療証」という。）の有効期間は、2年以内とする。

（平13規則31・一部改正、平20規則37・旧第3条線下、平22規則2・旧第4条線下）

（医療証の再交付）

第6条 医療証の交付を受けた対象者は、医療証を汚損し、き損し、又は亡失した場合は、速やかに厚木市心身障害者医療費助成変更等届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、医療証を汚損し、又はき損したときは、当該医療証を添付しなければならない。

（平13規則31・一部改正、平20規則37・旧第4条線下・一部改正、平22規則2・旧第5条線下）

（医療費の請求）

第7条 医療取扱機関は、条例第7条第1項の規定に基づき医療費を請求するときは、対象者が医療に関する給付を受けた日から2年以内に市長に請求しなければならない。

（平21規則31・追加、平22規則2・旧第6条線下）

(医療費の支給申請)

第8条 対象者が医療取扱機関に医療費を支払った場合において、条例第7条第2項の規定に基づき当該医療費の助成を受けようとするときは、厚木市心身障害者医療費支給申請書に医療取扱機関が発行する領収書を添えて、市長に申請しなければならない。

(平13規則31・一部改正、平21規則31・旧第6条繰下、平22規則2・旧第7条繰下)

(医療費の支給決定)

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、対象者に対し厚木市心身障害者医療費支給決定通知書により通知するものとする。

(平13規則31・一部改正、平21規則31・旧第7条繰下、平22規則2・旧第8条繰下)

(届出)

第10条 対象者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに厚木市心身障害者医療費助成変更等届出書に医療証を添えて届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名
- (2) 保険の種類
- (3) 障害の程度

(平13規則31・平20規則37・一部改正、平21規則31・旧第8条繰下、平22規則2・旧第9条繰下)

(受給資格消滅の通知)

第11条 市長は、対象者が心身障害者の医療費の助成を受ける資格を喪失したと認めるときは、心身障害者医療助成費受給資格消滅通知書により当該対象者であった者に通知する。

(平20規則37・追加、平21規則31・旧第9条繰下、平22規則2・旧第10条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年厚木市規則第17号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行の前に行われた心身障害者に対する療養の給付に係る医療費の助成の手続は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成5年規則第17号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第37号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第31号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の厚木市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に対象者が受けた医療に関する給付について適用する。

附 則（平成22年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。